

令和2年度 第1回仙台市景観総合審議会屋外広告物部会 議事録

日 時 令和2年7月27日 月曜日 14:00～16:00
会 場 仙台市役所本庁舎2階 第5委員会室
出席委員 杼窪 昌之委員、並木 直子委員、馬場 たまき委員、
舟引 敏明委員、山畑 信博委員 (Web参加)
事務局 都市整備局計画部長、都市景観課
青葉区街並み形成課
宮城野区街並み形成課
若林区街並み形成課
太白区街並み形成課
泉区街並み形成課

【議事】

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 事

<審議事項>

- ・屋外広告物ガイドラインの検討について

4. 閉 会

【議事録】

1. 開 会

司会 ・ただいまより令和2年度第1回景観総合審議会屋外広告部会を開催いたします。
(配布資料確認)

2. 挨 拶

司会 ・部会の開会に当たりまして、都市整備局次長兼計画部長の阿部よりご挨拶を申し上げます。

計画部長 ・(部長挨拶)

司会 ・続きまして、舟引部会長、ご挨拶をお願いいたします。

舟引部会長 ・改めまして、今年度もよろしくお願いたします。
・この屋外広告物部会では、ガイドラインの検討を手伝っているわけです

が、前にも申し上げたとおり、市の総合計画審議会での市の基本計画を審議している最中で、今月の頭に行われた会議ではかなり審議が進んでいます。「“The Greenest City” SENDAI」という一番大きな目標の中に、アフターコロナ、ポストコロナで、仙台に新しく住みたいとか、仙台を選んでほしい、そういう魅力づくりを進めたいということが掲げられておまして、その中で都市の風格だとか格調だとか美しさというものを、より高めていこうとしています。

- ・本部会では、今までの「杜の都・仙台」をさらにブラッシュアップして一つレベルアップした仙台へ魅力を高めていくために、屋外広告物もどのようなべきかということを考えていこうという位置づけになっております。市役所がきちんとした物差しを持たないと美しい都市の実現はなかなかいかないというところがありますので、ぜひ皆様方から新しいガイドラインに忌憚なき意見をいただいて議論を進め、いいものを作っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

司会 ・本日の屋外広告物部会ですが、委員5名が出席でございますので、会議は成立しております。

舟引部会長 ・議事に入る前に、議事録の署名委員ですが、私と今回は付帯委員にお願いをしたいと思います。

3. 議 事

舟引部会長 ・本日の議事は「屋外広告物ガイドラインの検討について」の1点となります。

- ・前回の屋外広告物部会では、ガイドラインの検討に向け、事務局で調査した市内の不具合事例を基に、よくないと思う点、気になる点などについて共通認識を持つことができたと考えております。
- ・本日は、仙台市でそれにどう取り組んでいくか、具体的な配慮方法について、他都市の事例なども参考にご説明いただくこととなります。

事務局 ・(資料説明)

舟引部会長 ・これから質疑と意見交換に入りたいと思います。

- ・ご説明があったように、広告物景観地域の中で、前回の不具合の指摘等へどのように対応するかということ、案という形でかなり詳細にお示しいただいたと思います。このとおりにするというのではなくて、今

の段階ではこういうことが考えられるのですが、「ここはまだ緩い」とか、「ここはちょっと厳しすぎる」とか、問題があると思われることを、率直にご意見をいただきたいと思います。今日の議論を踏まえて、いよいよ本格的に進めていくことになりますので、どなたからでも構いませんので、ご意見あればご発言をお願いします。

・山畑先生は声を出していただければ、いつでもどうぞ。

山畑委員 ・資料5-1の屋上広告物で、「設置位置を周囲の建物とスカイラインを揃える」というものについて、具体的に他県の例が出ているのですが、どういうことなのか、図があればそれで説明をお願いします。

事務局 ・福井県の事例なのですが、資料5補足のスライド番号10番のイメージです。

山畑委員 ・そうすると屋上広告物も含めてスカイラインを整えていくというイメージですね。

事務局 ・そうです。できる限り配慮してもらおうということになると思いますが、敷地の大きさによっては建物の規模も大分変わってくると思うので、こういうことを意識してほしいということで載せているイメージです。

舟引部会長 ・ほかいかがでしょうか。

馬場委員 ・昨年度からの議論を思い出しながら質問させていただきたいと思います。まず確認ですが、これらができたとして、適用される範囲は中心市街地のどの辺りということは、はっきりさせているのでしょうか。

・なぜこのようなことを聞いたかといいますと、仙台市の特徴であるアーケード街だとか、それから今年は残念ながらありませんが、四季のイベントやお祭りがあるので、そういったときにはどのように適用されるのでしょうか。「原則として」というのがほとんどについているため、仙台市のポリシーとして、「ここは融通を利かせましょう」、あるいは「ここはどうしても守ってもらいましょう」、というのが、今の段階だと見えていないと感じたので、原則、除外、特例、これから出てくることに関して、どのようにお考えなのかお聞きしたいです。

事務局 ・ファイルの中に「屋外広告物条例のしおり」が入っておりますが、その

13ページに広告物景観地域のエリアを示しています。これは景観計画の景観重点区域のエリアと同じエリアになっています。重点的に景観形成を図るということで、このエリアで取組みをしていきたいと考えています。このうち定禅寺通と青葉通と宮城野通は広告物モデル地区に既に指定しております。そこは上乘せの許可基準が既にあり、掲出する場合はその許可基準を必ず守らなければならない地区になります。広告物景観地域の中でも、広瀬川周辺ゾーン、青葉山・大年寺山ゾーン、北山・宮町界限ゾーン、都心ビジネスゾーンというそれぞれのゾーンごとに基準を設定しております。

- ・ 実際広告物のある場所というのは街の中で、人が見る場所に多いので、今回のガイドラインはどちらかというと中心部、アーケード等そこから滲み出る通りなどを対象に考えていきたいというところ です。
- ・ 今回のガイドラインは主に固定広告物を対象としており、のぼり旗や立て看板については「必要最低限」、「自分の敷地の中に置いてください」というような内容になります。通りによっては街路灯にバナーアームという金具がついていて、そこにフラッグを掲出するような形になっているところもありますので、そういうもので演出をすることも可能と思っております。
- ・ いろいろなイベントのときは、大概の場合は仙台市が絡んでいますので、仙台市と共同で掲出するということになれば、許可の基準が適用除外になったり、禁止されている物件に掲出するということも可能になります。公共目的ということで街の中を演出したいというようなお話になればそのような取扱いもできます。あとは特例許可という、この部会の委員の方からご意見を伺って認めるという方法もあるかと思えます。認めていく方法は選択肢があり、決してそれを制限するというものではございません。

舟引部会長 ・ ほかいかがでしょうか。

- 杼窪委員
- ・ ランダムに質問させていただきます。
 - ・ まず広告物の板面をどこに置くかという福井県の事例で、この例でいくと、一列に揃えて設置するという、ビルの袖看板を片側に設置しているようなイメージになりますが、悪い例は普通の飲み屋さんの看板のように見え、何か対象とする物件が違うのではないかと思います。この例が悪いという意味ではなくて、例えば高層ビルを対象に袖看板を一列に設置するなどが考えられます。仙台で言うと中央通のせいぜい2階ぐらい

の高さのところでは、一列にしても上の方はきっと見えないでしょうし、示されている悪い例は1階ぐらいの高さの悪い例のように思われます。ここは整理していただければと思います。

- ・それと、先ほど課長のお話で中央部を中心ということですが、中央部でも特に目立つのは角地などです。中央通のアーケード街に入る民地や一番町の青葉通から入るところ、広瀬通から入るところなどのいわゆる悪例が通りの中心部まで広がってしまいそうな気がするのですが、厳しいかもしれませんが、角地に関してはもう少し厳しいガイドラインでもいいのではないかと思います。通りの中のほうは許せるという意味ではないですが、中のほうはまだ角地に比べて景観に関して与える影響が少ないのではないだろうかという気がします。

- 事務局
- ・全てこれでいいと思っているわけではなくて、委員の皆様からいろいろご意見をいただいた上でさらに検討を深めていきたいと思っております。今の桴窪委員のご意見も至極もつともなご意見だと思いますので、いわゆる場所性について、もう少しメリハリをつけてやったらいいのではないかとご意見として、今後検討させていただきたいと思っております。

- 舟引部会長
- ・ほかいかがでしょうか。
 - ・私から、全体の整理も含めてもう一度教えてほしいのですが、今回、色だとかそういうかなり個別のデザインの中にガイドラインが踏み込んでいます。しかし、ガイドラインということですから強制力がないという事ですが、今までの広告物モデル地区や都心ビジネスゾーンなどの広告物景観地域にはその辺のところは書いてありましたか。

- 事務局
- ・ファイルの中に緑色の「定禅寺通街並み形成ガイドライン」が入っております。こちらのパンフレットの14ページをご覧くださいと思いますが、ここに記載されているのが定禅寺通広告物モデル地区の色彩の基準になります。資料5の中で、ここは定禅寺通から引用していますよという記載があったように、「面積7㎡以上の広告物は色数を4色までとする、ただし、デザインに配慮されたものについてはこの限りではない」とか、あと彩度を抑えた色彩を使用することとして「2色以上の場合には彩度の低い色のほうの面積を大きくする」、この辺が定禅寺通の定量的な基準になっているという事でございます。

- 舟引部会長
- ・何を申し上げたいかというと、定禅寺通が一番厳しめに書いてあって、

そのほかは緩やかですよね。規制の階層性の話でいうと、ガイドラインというのはおそらく一番緩い話なのですが、そこが逆に思い切り踏み込んでいるところがあります。一方で広告物モデル地区だとか広告物景観地域の基準だと、特に一般の基準の中には色はないですよね。そこをどのように位置づけてすみ分けるのか、場合によっては一番厳しい基準の広告物モデル地区にもこのガイドラインが上乘せできるような仕組みなのではないでしょうか。その位置づけをしないと、一番緩やかなガイドラインが一番細やかに書いているという、不思議な世界ができてしまう気がするのですが、その辺はいかがですか。

事務局 ・ 広告物モデル地区の場合ですと既に許可基準になっていますので、それは必ず守らなければならない基準で、そのほかにもこのガイドラインを使って配慮すべき内容を指示するということもあり得るかと思います。上乘せにはなりますけれども、強制力がない上乘せということで、掲出する方の思いというか、どこまで配慮していただけるかということではないかと思っています。

舟引部会長 ・ 先ほど山畑先生からあった建物の高さ、屋外広告物の高さを揃えたいというのも、定禅寺通の基準の中ではそこまで踏み込んでいないわけですが。一番厳しい基準には高さを揃えるということは書いていないにもかかわらずガイドラインでそういうことを表現しているという、してはいけないということではなくて、どのように制度として整理して上乘せしていくかということだと思います。

・ 山畑先生、何かありますか。

山畑委員 ・ 音声途切れて、全部は聞き取れなかったのですが、申し訳ないですが、定禅寺通のところの話をお願いします。

舟引部会長 ・ 今までの議論を再現しますと、広告物モデル地区で規制がかけてあり、そこは色だとかある程度細かく書かれています。それも定禅寺通とそれ以外のところでは濃淡があって、今日お示しいただいた資料はかなり理想形に近い色々なことを書き込んでいるので、広告物モデル地区の規制の基準と、どのようにすみ分けをするのか、場合によっては規制ではないがこのようなことを市役所は望んでいるのでこういう方向にしてほしいという程度の上乗せにするのか、その辺の位置づけをちゃんとしないと、広告物モデル地区よりほかのところのほうが求める水準が高くなっ

てしまうという矛盾が起きるので、整理が必要ですねという議論をしています。

山畑委員 ・分かりました。

事務局 ・資料1の左上の図に仙台市の屋外広告物の制限を段階的に示しています。一番下の層は屋外広告物条例で既に定めている一種、二種、三種の許可地域の基準があり、その上に広告物景観地域の上乗せの基準があって、その上に広告物モデル地区の上乗せの基準があるという階層的な形になっています。我々が今作ろうとしているのは、この図の中の黄色いAという部分で、ここが足りないのではないかということで、誘導基準であるガイドラインを検討しているところです。結果的にこのAの部分が広告物モデル地区よりもはみ出している部分がかかなり出てきていて、それは広告物モデル地区の誘導基準、広告物景観地域の誘導基準として、両方発生してくるような感じになるかと思います。この黄色い部分が緑の部分の上にもはみ出していく感じになるのではないかと思います。緑の部分は許可の基準なので、必ず守らないといけない基準で、この黄色い部分はもう少し頑張ってもらえませんかとお示しする事になると思います。

舟引部会長 ・そうするとやはり少し変わってくるということも考えなくてはいけないのでしょね。
・山畑先生、いいですか。今のところ大丈夫ですか。

山畑委員 ・分かりました。今のご説明は理解しました。

舟引部会長 ・山畑先生、せっかくですから、ほかにご意見、ご質問ございませんか。

山畑委員 ・ガイドラインは、お願いベースではありますが、「こういうガイドラインにのっとるとこういうふうなものができますよ」というところをどう見せていくか、一般市民にも理解してもらうことが大事かと思います。そこで今回事務局がまとめてもらったもの、色々なところの事例も含めてよく調べて、仙台ではこの部分がいいのではないかというところを資料5としてよくまとめてもらっていて、補足のところに先ほどの具体的な図とか写真で示していますので、分かりやすくなっていくのだと思いますが、定禅寺通などの広告物モデル地区とのメリハリの部分は必要だ

と思います。ガイドラインで目指しているものをうまく伝えていくことが必要だと思っています。全体的には、個々の事例などはもう少し詰めなければいけないところはあるとは思っています。

舟引部会長 ・ほかいかがでしょうか。

- 並木委員
- ・事例がたくさん示されていて、みんなに分かりやすい形になっていると思ったので、こういう形で示していくという手法はとてもいいと思いました。
 - ・それで、例えば定禅寺通というやはりケヤキ並木があってどういう通りかというのが非常に分かりやすく、どういうふうに作っていったらいいのか、広告物もイメージをしやすい広告物モデル地区になっていると思います。しかし、ほかのエリアになったときに、そこまでシンボリックな場所ばかりではないので、それで、最初に舟引先生がおっしゃられていたように、“The Greenest City”として、選んでほしい仙台の魅力とは何だろうというところに立ち返ったときに、まだ私もしっかりした意見があるわけではないのですが、何か一本示せるものがあると、それを頭の中に置きながら広告物というもののデザイン的な面を考えていくヒントになるのではないかと感じました。

舟引部会長 ・ほかいかがでしょうか。何か困るようなことはないでしょうか。

- 杼窪委員
- ・先ほどの話とも重複する部分があるかもしれませんが、青葉通や広瀬通の屋上広告物、それから愛宕上杉通や青葉通、中央通も含めて、壁面広告物の中には一部いわゆる貸し看板というものがあります。一般市民に対して分かりやすくするのはもちろんですが、どちらかという貸し看板屋さんの人たちが守らない傾向が多いため、貸し看板屋さんにも対応できるようなガイドラインを出さないといけないのではないかという事を思いました。
 - ・私もほかの都市はあまり詳しく知りませんので質問ですが、他都市では、都市の一部にある、いわゆる繁華街、盛り場というようなところには貸し看板はないのでしょうか。比率からすると、仙台では何件あるのでしょうか。隣の市は見えていないのですが、ほかの都市はそういうところがきれいに見えるので、もっと汚いところもきっとあるとは思いますが、仙台もきれいなイメージになればいいと思っています。困るようなものは特に思い当たりませんでした。

- 舟引部会長
- ・ぱっと読んでみんなが気がつく、困ると思うところがなかったら大丈夫だということだと思います。プロの目で見て、ひっかかったものがないということだと思います。
 - ・そのほかいかがでしょうか。
 - ・では私から幾つかあります。先ほどの話で、誘導水準、基準的なものがあるということだとすると、今日のお示しした資料の中でなかなか説得力がある言葉が「広告物で街を演出する」というものだと思います。置き場所をどうだといきなり言うよりは、仙台市の価値を高めるために広告物をもっとうまく活用しようではないかという視点で、みんなに頑張ってもらおうというようなものが先頭に來たほうが、「広告物で街を演出して、いい仙台にしよう」というときの要求水準みたいなものを示すのに、説得力があると思います。
 - ・いずれ強制力がないガイドラインという形であれば、そういう目標水準を示して、あらかじめ事前明示をしてみんなにお知らせすると同時に、それを審査する側の市役所職員の物差しとしても使えるという意味で、両方に利きますので、そういう立てつけがあるかと思います。特に、総合計画などの市の戦略から落ちてくるという立てつけにするのがいいかと思います。
 - ・例えば先ほどのスカイラインの話では、景観計画の都心でのスカイラインの考え方を大切にしようという話であれば、広告物の載せ方も、「こういうふうにスカイラインを揃えたほうが美しいですよ」とか、そういう何か根っこで一番市役所として持っている基本的な方向性があるって、それがフレーズダウンしてこの形でガイドラインの要求水準、理想水準を作ります、というストーリーで説明をしたほうがいいのではないかという気がします。それが一番大きい全体の組み立て方の問題です。また、先ほどの個々のエリアに何を水準にするかという既存の水準との整理の問題があります。
 - ・あと細かい話で気になるのは、例えば建築物との一体性という話をしたときに、市役所の誰がどの段階で建築物との一体性の指導をするのかということ、建築確認やその後の段階で実際にやりとりができるのかということも整理しておかないといけません。窓面の広告物も同じです。どの段階で何をもってどのタイミングで指導されるのか、そこはやはりガイドラインの実効性というのか、べたっと覆わないほうがいいですよという基準を市役所の中が持っているのはいいのですが、どのタイミングでどういう形でそれを相手側に伝えて実行してもらおうかということも

多少考えておかないといけないという感じがいたします。

- ・あともう1点、表現の中で「広告物の表示内容に関する」と書いてありますが、やはり屋外広告物法の世界で言うと、書かれている内容については、これは言論の自由の世界に近く、ノータッチなのです。あくまでも安全衛生の側と都市の美観の側からしか行政側はタッチできない話なので、文言にまで意見してもいいような意味も含まれる「表示内容」という表現は踏み込み過ぎているように感じます。仙台市で取り組む手法（案）に書かれている部分は基本的にデザインの話ですから、美観のところに収れんさせていけばいいのですが、書かれている内容にまで意見するのはここではタブーの話だと思うので、「表示内容」という表現は気をつけたほうがいいと思います。
- ・そのほかいかがでしょうか。

馬場委員

- ・先ほど質問し答えていただいたところで、最初は都心部を中心に取組んでいくということであれば、今ある基準プラス今回少し基準を高めたようなものを誘導していくという流れかと思うのですが、そうであれば、なお今がどのような状況で広告物として仙台市が一番お困りだとか、一番ここを直していかないといけないと思っているかというのが並列で載せてしまうと少し分かりにくいかなという印象を持っています。例えば、今日の話だと高さ、サイズ、色、形、デザインが出ている中で、何を一番誘導していきたいのかという点をもう少し伝えていけないかと思っているので、それを全てクリアしてくれると非常に統一感があって、整然としたというか、仙台の顔というようなところが伝わる通りができるのではないかと思います。しかし、そうは言ってもがらっと変わるというのは結構難しいと思いますので、大きさなのか、色なのか、ガイドラインの中でも、先ほども言ったように仙台市のポリシー、仙台市が誘導したい事は何かというのを、具体的には申し上げられないのですが、何かあるようにはできないかということをおもいました。

舟引部会長

- ・今のお話は私が答えるべき話ではないですが、今回初めて結構細かいところまでこのようにやれるのではないだろうかというチャレンジ的な指針をお示しいただいています。位置づけや全体の整理はまだまだ全然できていない段階なので、今もどのように編集すべきか考えているところですが、仙台市が未来に向けての理想的な屋外広告物による街の演出度みたいなどころがある程度ビジョンとして示された上で、その中で個別のローリングの中で厳しい視点があるとか、そのような感じの位置づ

けなのかと思えます。

- ・あともう1点言うと、「百年河清を待つ」というほどではないですが、建築物や広告物の更新にはかなり時間がかかります。ただ、今回の景観総合審議会の中では、建築物を更新した際のオープンスペースのガイドラインというものの作成作業に入るということですので、それを少し長い目で見ると、建築物や都市が変わっていく中で市が一つのきちんとした物差しを持ち続けるという意味で非常に意味のある作業ではないかと思えます。ただ、それをどのように出して、まず行政の中で理解してもらい、市民に分かってもらうところまではまだ先が長いと思えますが、長い目で見ると進めていくものだと思います。課長、どうでしょうか。

- 事務局
- ・資料2をご覧ください。先ほどから仙台市として広告物をどのように誘導したいのか、何を指して行くのかというお話については、次回の部会の際にいろいろご議論いただきたいと思っています。今回は具体的な改善の手法を他都市からいろいろ集めてきた中で、これって少し厳し過ぎるのではないかとか、ここまで言って本当にいいのかとか、そういったご意見をいただいた上で、我々で整理をしたいと思っておりました。次回は、この制度体系や必要性などの分かりやすい表現といったところのご議論、あとはガイドラインの活用方法などについてのご議論をお願いしたいと思います。

- 舟引部会長
- ・大分時間がたってまいりましたが、そのほかご質問、ご意見あれば承りたいと思えます。いかがでしょうか。
 - ・それでは、大体の時間になりましたので、この辺で議事は終わりたいと思えます。今までいただいたご意見を基に全体の再編集をして、内容について今の段階で厳し過ぎるという話ではないと思えますので、少し厳しめで整理をし、どこまで書き得るかということまでやった上で、それからまたその次のことは考えようというふうに、実際に走りながら考えていくところでもありますので、進めていただきたいと思えます。

4. 閉 会